

○店舗型電話異性紹介営業の廃止命令

(第31条の15第2項)

改正 平成24年11月27日 平成26年3月20日

平成28年6月23日 平成29年3月22日

平成30年6月15日 令和元年12月14日

令和2年4月1日 令和4年4月4日

令和5年7月13日 令和6年12月12日

令和7年6月28日 令和7年11月28日

処分基準

令和7年11月28日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第31条の15第2項
処分の概要	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)
処分基準	別紙2のとおり
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙2

[別紙参照]